

発 信 者	生 活 安 全 部 長	発 信 年 月 日	3 . 1 0 . 2 5
宛 先	関 係 所 属 長	担 当 課	生 活 安 全 企 画 課

個別の犯罪等の発生状況に関する情報提供について

1 趣旨

地域住民等に対する防犯情報の提供については、警察本部長通達「効果的な犯罪防止に向けた取組の推進について」（平成31年3月29日付け）により自主防犯活動を促すための重点的な取組として指示され、また、生活安全部長通達「地域住民等に対する防犯情報の提供の推進について」（平成31年4月22日付け）において、その推進上の留意点を示しているところであるが、侵入窃盗のうち、特に「忍込み」等の住宅を対象とする犯罪の場合、被疑者が家人と鉢合わせ、居直り強盗等の凶悪事件に発展する危険性をはらんでおり、自主的な防犯行動を促すためにも地域住民への積極的かつタイムリーな情報提供が求められることから個別の犯罪等の発生状況に関する情報提供について具体的に指示するもの。

2 情報提供の対象罪種

侵入窃盗のうち、住宅を対象とする次の事件を認知した場合は、管内で同一手口による被害が連続発生しているなどの署情に応じて、地域住民へ積極的かつタイムリーに情報提供するとともに、自らが被害に遭わないための自主防犯行動を促すこと。

- (1) 空き巣
- (2) 忍込み
- (3) 居空き

3 情報提供の方法

情報提供の方法については、情報配信システム「ライポくん安心メール」によるメール配信のほか、県警察や各自治体の公式ウェブサイト、県警公式ツイッター、Yahoo!防災速報、防災行政無線、防犯速報等、それぞれの媒体の特性を活かした効果的な活用を図ること。

4 留意事項

犯罪発生状況等の提供により、捜査活動、防犯活動等の警察活動に支障が生じることがないように関係部門と十分な連携を図り、被害者が特定されるなど捜査上の秘密に配慮することはもとより、詳細な手口や特定の被疑者の犯行であることを推認できる情報を必要以上に提供しないこと。